

月次支援金における2021年新規開業特例を用いる申請希望者が受ける 事前確認の方法について

2021年6月29日
20210628 財中第2号
中小企業庁長官

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金(以下「月次支援金」という。)の給付の申請に当たって、緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規程(以下「本規程」という。)第23条第1項第一号ロ(7)及び同項第二号ロ(4)に定める2021年1月から同年3月までの間に設立若しくは開業した場合、又は、2020年1月から同年12月までの間に設立若しくは開業し、当該期間に事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に事業収入を得ている場合に用いることができる申請特例(以下「2021年新規開業特例」という。)の対象となり、2021年新規開業特例を用いて月次支援金の給付に係る申請を希望する者(以下「2021年新規開業申請希望者」という。)が、同申請を行うために受ける本規程第21条に定める事前確認(以下「2021年新規開業者事前確認」という。)の方法を次のとおり定めます。なお、本規程第23条第1項第一号ロ(6)のうち、別表7の六の三の項に定める申請特例を用いて月次支援金の給付に係る申請を希望する特定非営利活動法人又は公益法人等(法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人)が、同申請を行うために受ける本規程第21条に定める事前確認の方法についても、次の方法を準用することとします。

1. 事前確認通知番号及び月次支援金に係る事業収入確認書の発行

- (1) 本規程第18条に定める月次支援金事務局(以下「事務局」という。)は、自らが設置する登録確認機関を通じて、2021年新規開業特例の申請受付が開始してから、2021年新規開業申請希望者の求めに応じて、「2. 2021年新規開業申請希望者が事前確認を受ける方法」及び「3. 事務局が2021年新規開業申請希望者を事前確認する方法」で定める方法(以下「2021年新規開業者事前確認方法」という。)により、2021年新規開業申請希望者が、「事業を実施していること」、「2021年1月から同年3月までの間に設立又は開業したこと、又は、2020年1月から同年12月までの間に設立若しくは開業し、当該期間に事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に事業収入を得ていること」「申告した2021年1月から同年3月までの間に得た事業収入を示す書類等があること」及び「月次支援金の給付対象等を正しく理解していること」等(以下これらを総称して「2021年新規開業者事前確認要件」という。)を2021年新規開業者事前確認方法により帳簿等の予め定めた書類の有無や宣誓内容等に関する質疑応答等により形式的な確認(以下「事前確認」という。)を行います。

- (2) 事務局は、事前確認を行い、2021年新規開業者事前確認要件を満たしていることが確認できた2021年新規開業申請希望者に対して、事前確認通知番号及び月次支援金に係る事業収入確認書（以下「事業収入確認書」という。）を発行します。事務局は、2021年新規開業者事前確認方法により2021年新規開業者事前確認要件を満たすことが確認できない場合には、2021年新規開業申請希望者に対して、事前確認通知番号及び月次支援金に係る事業収入確認書を発行しないこととします。
- (3) 事前確認は、あくまで定められた手順にしたがって形式的な確認を行うものであり、当該確認内容を超えて、申請希望者が給付対象であるかどうかの判断を行うものではありません。そのため、事前確認通知番号及び事業収入確認書が発行された2021年新規開業申請希望者であっても、必ず給付対象になるとは限りません。事務局は、2021年新規開業申請希望者について、月次支援金の給付の申請が行われた後に、審査等を通じて、基本情報等に誤りがなく、給付要件を満たす給付対象者であるかどうかについて確認します。
- (4) 事前確認通知番号及び事業収入確認書の発行は1度に限りです。ただし、事業収入を過大に申告して事業収入確認書の発行を受けた場合に限り、改めて2021年新規開業者事前確認を受けた上で事業収入確認書を再度発行します。なお、その場合には、誤った事業収入確認書に基づいて給付された月次支援金については、再度発行した事業収入確認書に基づいて、改めて給付額を算出します。2021年新規開業申請希望者は、過大に月次支援金の給付を受けていた場合には、その額を返還する必要があります。
- (5) 事務局が設置する登録確認機関以外の登録確認機関においては、2021年新規開業申請希望者の事前確認を行うことはできません。

2. 2021年新規開業申請希望者が事前確認を受ける方法

- (1) 2021年新規開業申請希望者は、電磁的記録によって事務局に3.(1)～(3)に定める基本情報等を提出します。2021年新規開業申請希望者は、事務局の求めに応じて、メール又は電話により、追加の書類その他の情報を提出するとともに、提出した基本情報等に関する質問に回答するものとします。その後、テレビ会議システムにより2021年新規開業者事前確認要件を満たしていることについての確認を受けることとします。
- (2) 代表取締役等の代表者から事前確認を受けることを委任された者が事前確認を受ける場合には、委任状（委任内容、委任者、受任者が明確である限りは書式自由）及び受任者の本人確認書類を電磁的記録によって事務局に提出する必要があります。
なお、その他の場合には、代理人が事前確認を受けることは認めません。
- (3) 事務局は、支援場所を設置して、電子提出を行うことが困難な2021年新規開業申請希望者に対して、事前確認を受けることの支援を行うことができます。202

1年新規開業申請希望者は、このように事務局が設置した支援場所を利用することができます。

- (4) 事前確認の受付期間は2021年新規開業特例の申請受付を開始する日から同申請の受付を終了する日の3営業日前までを想定しております。

3. 事務局が2021年新規開業申請希望者を事前確認する方法

- (1) 事務局は、事前確認を受ける者が2021年新規開業申請希望者本人であることや、(法人の場合は、) 法人を代表している者又は事前確認を受けることを委任された者であることを、本人確認書類(本規程別表6に定めるもの)、履歴事項全部証明書(事前確認を受ける日から1ヶ月以内に発行されたもの)又は委任状(委任内容、委任者、受任者が明確である限りは書式自由)により確認します。
- (2) 事務局は、2021年新規開業申請希望者が、2020年1月から2021年3月までの間に設立又は開業したことを、履歴事項全部証明書(事前確認を受ける日から1ヶ月以内に発行されたもの)又は開業・廃業等届出書等(本規程別表8第四号中欄第一号ロ若しくは第二号ロに定めるもの)により確認します。
- (3) 事務局は、2021年新規開業申請希望者が、事業を実施しており、2021年新規開業申請希望者が申告する2021年3月までの事業収入(以下「申告事業収入」という。)を示す帳簿書類(個別の取引について、取引関係者の名称、金額、日付、商品・サービスが明確になっているもの)、通帳の写し(個別の取引記録が記帳されているもの)、又はその他事務局が必要と認める書類があることを確認します。なお、事務局は、2021年新規開業申請希望者が現金での取引を行っているために個別の取引記録が記帳されている通帳を提出できない場合には、事務局が定める申告事業収入に見合った事業活動を確認することができる書類等があることを確認します。
- (4) 事務局は、2021年新規開業申請希望者が、月次支援金の給付対象や宣誓・同意事項等を正しく理解していることを自署された宣誓・同意書や「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金における事前確認への協力依頼」の別紙2の6に定める質問により確認します。
- (5) 事務局は、3.(1)～(4)の確認方法及び確認する書類等を具体的に定めることができます。また、事務局は、2021年新規開業申請希望者が2021年新規開業申請希望者事前確認要件を満たしていることを確認するため、3.(1)～(4)の他に、追加的に必要な確認を行うことができます。

4. その他

- (1) 事務局は、事前確認に際し知り得た2021年新規開業申請希望者の情報については、法令を遵守し適正な管理をします。また、同情報は、月次支援金の審査及び調査のために用いる場合があります。さらに、月次支援金の事務のために第三者に提供される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者

の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。)及び月次支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報(第三者から取得される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。))があります。

- (2) 事務局は、2021年新規開業申請希望者が2021年新規開業者事前確認要件を満たしていないおそれがある場合(2021年新規開業者事前確認要件を確認することができない場合を含む。)には、2021年の対象月を含む確定申告書等(本規程に定める代替書類を含む。)の提出を求める場合があります。そのため、2021年新規開業申請希望者は、同確定申告書等の保存義務を負います。